

日付：令和3年10月1日

獨協医科大学規程集

○獨協医科大学日光医療センター地域医療支援事業共同利用研究施設（図書室）に関する細則（平成30年4月1日制定）

獨協医科大学日光医療センター地域医療支援事業共同利用研究施設（図書室）に関する細則

平成30年4月1日

制定

（趣旨）

第1条 この細則は、獨協医科大学日光医療センター（以下「日光医療センター」という。）における日光医療センター地域医療支援事業運営管理規程（以下「支援事業運営管理規程」という。）第2条及び獨協医科大学日光医療センター地域医療支援共同利用に関する細則第3条第6項に則り、登録医療機関（日光医療センターで定める「連携医療施設」のことをいい、以下「連携医療施設」という。）が日光医療センター研究施設（図書室）を円滑に利用できるよう定めるものとする。

（利用資格）

第2条 連携医療施設が日光医療センター図書室（以下「図書室」という。）を利用できる資格は、利用医師登録制度に登録している医療機関に属する医療従事者とする。

（利用方法）

第3条 連携医療施設が図書室を利用する場合は、日光医療センター事務部管理課（以下「管理課」という。）へ連絡して利用日時を予約し、当日は所属と顔が確認できる証明書を提示する。

（利用時間）

第4条 連携医療施設が図書室を利用する場合は以下の時間帯とし、日曜日、祝日、第3土曜日、年末年始（12月29日～1月3日）及び開学記念日（4月23日）は閉室とする。

（1） 平日：午前9時00分～午後5時00分

（2） 土曜日：午前9時00分～午後2時00分

（利用範囲）

第5条 連携医療施設が図書室を利用する場合は、以下の範囲として貸出しは原則としてしない。なお、混雑時や事故等の発生状況に応じて利用できない場合がある。

（1） 閲覧可能資料：図書、雑誌

（2） 資料の複写：1枚10円（白黒のみ）

（細則の改廃）

第6条 本細則の改廃は、地域連携医療部運営委員会及び日光医療センター診療科長会の議を経て、支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成31年 細則第7号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

日付：令和3年10月1日

獨協医科大学規程集

○獨協医科大学日光医療センター地域医療支援事業共同利用連携ベッド運営に関する細則（平成30年4月1日制定）

獨協医科大学日光医療センター地域医療支援事業共同利用連携ベッド運営に関する細則

平成30年4月1日
制定

（趣旨）

第1条 この細則は、獨協医科大学日光医療センター（以下「日光医療センター」という。）における日光医療センター地域医療支援事業運営管理規程（以下「運営管理規程」という。）第2条及び獨協医科大学日光医療センター地域医療支援共同利用に関する細則第3条第7項に則り、共同利用連携ベッド（以下「連携ベッド」という。）について、登録医療機関（日光医療センターで定める「連携医療施設」のことをいい、以下「連携医療施設」という。）からの申し出に迅速かつ適切に対応することを目的に定めるものとする。

（設置）

第2条 連携ベッドは、日光医療センター看護部（以下「看護部」という。）において日々5床を決定し、日光医療センター地域連携医療部（以下「地域連携医療部」という。）との連携において、登録医療機関からの利用申し出に適切かつ速やかに対応する。

（利用受付）

第3条 連携医療施設が連携ベッドを利用する場合は、「別紙5号様式」をもって地域連携医療部が運用フローに沿って受付を行う。

2 運用フローについては、別に定める。

（管理体制）

第4条 地域連携医療部は、連携医療施設からの申し出に適切かつ迅速に対応できるよう、看護部並びに日光医療センター事務部医事課との連携体制を整え円滑に運営する。

（システム管理）

第5条 連携ベッドは、電子カルテシステムにおいて、ベッド番号が常時把握できるよう更新体制を整える。

（利用状況）

第6条 地域連携医療部は、連携ベッド利用状況を管理し、日光医療センター地域連携医療部運営委員会へ報告する。

2 当該診療科から連携医療施設への報告については、地域連携医療部が管理する。

（細則の改廃）

第7条 本細則の改廃は、地域連携医療部運営委員会及び日光医療センター診療科長会の議を経て、地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成31年 細則第8号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別紙様式（省略）

連携医療施設一覧表

施設名	郵便番号	住所
医療法人雄仁会 奥山医院	322-0065	栃木県鹿沼市上材木町2320
新沢外科	321-1261	栃木県日光市今市814-1
医療法人社団志幸会 木村内科医院	321-1264	栃木県日光市瀬尾497-1
医療法人英靜会 森病院	321-1261	栃木県日光市今市674
JA上都賀厚生連 上都賀総合病院	322-8550	栃木県鹿沼市下田町1-1033
医療法人栄仁会 川上病院	321-1271	栃木県日光市並木町2-5
社団医療法人明倫会 今市病院	321-1261	栃木県日光市今市381
社団医療法人明倫会 日光野口病院	321-1424	栃木県日光市野口445
岡医院	321-1403	栃木県日光市下鉢石町997-1
公益社団法人地域医療振興協会 日光市民病院	321-1441	栃木県日光市清滝安良沢町1752-10
塩野室診療所	321-2352	栃木県日光市小林2824-1
医療法人社団双愛会 足尾双愛病院	321-1515	栃木県日光市足尾町砂畠4147-2
本町内科クリニック	321-1273	栃木県日光市吉沢239-9
医療法人千風会 いとうクリニック	321-2345	栃木県日光市木和田島3043
医療法人社団 幸訪会 しいな整形外科クリニック	322-0045	栃木県鹿沼市上殿町1619-4
医療法人社団豊英会 川村医院	321-2522	栃木県日光市鬼怒川温泉大原1396-20
医療法人ヒポクラテス 竹村内科腎クリニック	322-0026	栃木県鹿沼市西茂呂4-46-3
医療法人桃李会 御殿山病院	322-0068	栃木県鹿沼市今宮町1682-2
医療法人矢尾板記念会 見龍堂クリニックかわせみ	321-1262	栃木県日光市平ヶ崎609-4
医療法人美光会 吉原医院	321-1261	栃木県日光市今市826-4
医療法人松青会 細川内科・外科・眼科	322-0026	栃木県鹿沼市茂呂2266-3
国民健康保険栗山診療所	321-2712	栃木県日光市大字日陰575
日光市立奥日光診療所	321-1661	栃木県日光市中宮祠2478-22
日光市立湯西川診療所	321-2601	栃木県日光市湯西川1209
小西医院	321-1432	栃木県日光市安川町8-25
医療法人矢尾板記念会 見龍堂医療福祉総合クリニック	321-2345	栃木県日光市木和田島3008-8
医療法人修和会 石塚クリニック	321-2336	栃木県日光市莉沢600-32
医療法人社団 鹿沼整形外科	322-0022	栃木県鹿沼市東町2-2-33
医療法人 祥暎会 岡村整形外科	321-1261	栃木県日光市今市955-1
沼尾医院	321-2411	栃木県日光市大桑町155-1
いけもりクリニック	322-0036	栃木県鹿沼市下田町1-871-1
藤原医院	321-1405	栃木県日光市石屋町5-7

日光医療センター研修会等実績一覧

令和2年度

No	開催日			タイトル	対象職種	参加者数			実施場所
	年	月	日			院内	院外	合計	
1	R2	10	17	多施設でつながる地域医療を考える会	医療従事者	39	20	59	今市保健福祉センター
2	R2	11	19	日光ヘルスケアネット地域医療連携Web講演会	医療従事者	8	40	48	オンライン
3	R3	2	5	日光ヘルスケアネット糖尿病重症化予防セミナー	医療従事者	11	51	62	オンライン
4	R3	2	24	災害医療Webセミナー（日光ヘルスケアネット）	医療従事者			19	オンライン
6	R3	3	24	日光医療連携Webセミナー（日光ヘルスケアネット）	医療従事者			27	オンライン
7	R3								
8	R3								
9	R3								
10	R3								
合 計						58	111	215	

日付：令和3年10月1日

獨協医科大学規程集

○診療情報提供に関する獨協医科大学日光医療センターの指針（平成18年4月1日制定）

診療情報提供に関する獨協医科大学日光医療センターの指針

平成18年4月1日
制定

改正 平成23年2月1日

平成25年2月18日

1 趣旨

医療の原点に立ち戻り診療情報は、患者自身のものであるとの認識のもと、日本医師会の「患者への診療情報を適切かつ積極的に提供していくことにより、医師と患者との信頼関係の醸成を促し、また患者自身が自己の疾病に対する理解を深めることによる治療効果の向上を目的とするものである。」との指針を獨協医科大学日光医療センター（以下「センター」という。）においても原則的には踏襲し、医療従事者は医療を提供するに当たり、日頃から患者との対話による信頼関係の醸成に努め、懇切な説明を心掛けなければならない。

その上で、患者が自己の診療録等の開示を求めた場合は、統一的な基準により所定の手続きを経た後、適切なる診療情報の提供を行うものである。

2 目的

この指針は、インフォームド・コンセントの理念に基づき、患者・家族等の求めに応じ、診療情報を積極的に提供することを原則とし、これにより医療従事者と患者・家族等が診療情報を共有することで相互に信頼関係を深め、患者に信頼される質の高い医療を実現することを目的とする。

3 提供する診療情報の範囲

提供する診療情報の範囲は、診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医師又はその指揮・監督下にある医療従事者が知り得た情報として、診療録、看護記録、処方箋、検査記録、検査結果報告書及び画像記録等、患者の診療を目的として医療従事者が作成した記録とする。ただし、他医療機関医師からの紹介状等第三者が作成した、又は第三者から得た情報、診療に伴う教育・研究に関する情報については、原則として提供する診療情報の範囲に含まないものとする。

4 診療情報の提供申出者

診療情報の提供を申し出ることができる者（以下「申出者」という。）は、次のとおりとする。

- 1) 患者が成人で、合理的判断ができる場合は患者本人
- 2) 患者が成人で、合理的判断ができない場合は法定代理人又は実質的に患者のケアを行っている限定された親族（3親等内の血族・配偶者・2親等内の姻族）中の代表者1名
- 3) 患者が未成年の場合は法定代理人

ただし、患者が満15歳以上で合理的判断ができる場合は、患者本人の同意を必要とする。なお、疾病的内容によっては、患者本人のみの申請を認めることができる。

- 4) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人

5 診療情報の提供手続

- 1) 申出者は、別に定める「診療情報提供申出書（別紙1）」（以下「申出書」という。）を病院長へ提出しなければならない。この申請書の受付と申出者の確認は、事務部医事課において行う。その際、提供申出者を確認し難い場合は、印鑑証明書、運転免許証の写しの提出等によって、本人であることを確認する。
- 2) 病院長は、申出書を受け付けた後、可及的速やかに提供の可否等について決定し、申出者に対し「診療情報提供取扱回答書（別紙2）」により通知するものとする。
- 3) 病院長は、提供の可否等の決定にあたり、診療情報提供委員会の意見を予め聴くものとする。ただし、開示することに特に問題がないと病院長が判断したときは、委員会での審議を省略することができる。この場合は、直近の委員会にその旨を報告する。
- 4) 診療情報の提供は、口頭による説明及び閲覧によることを原則とする。ただし、申出者の求めがあれば3に掲げる「提供する診療情報の範囲」に定める診療情報の写しの交付に応じることも差し支えないものとする。

- 5) 診療情報の提供は、病院が指定する場所において、医事課職員の立会いのもとに行い、その際、申出者の求めがあれば、主治医（又は上席医師）はその記載内容について説明するものとする。
- 6) 申出者が、センターの保有する診療情報の原本をセンター外へ持ち出すことは禁止する。
- 7) 個人情報の秘密保持の観点から、申出者に対し、自己の責任において当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。
- 6 診療情報等の開示などが不適当となる場合
- 診療情報の提供、診療記録等の開示の申し立てが、次の各号のいずれかに該当する場合には、診療情報の提供、診療記録等の開示の全部又は一部を不適当とすることができるものとする。
- ただし、患者の求めに応じ提供するという原則の中での例外的対応であるため、画一的に判断することなく、一部提供を含めて診療情報提供委員会において、あくまでも個別的に慎重な判断を行うこととする。
- 1) 対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が、第三者の利害を害する恐れがあるとき。
- 2) 診療情報の提供、診療記録等の開示が、患者本人に心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき。
- 3) 前2号のほか、診療情報の提供、診療記録等の開示を不適当とする相当な事由が存するとき。
- 7 遺族に対する診療情報の提供
- 患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して死亡に至るまでの診療経過、死亡原因などについての診療情報を提供するものとする。
- 情報の提供については、3に掲げる「提供する診療情報の範囲」に準ずるものとする。ただし、診療記録等の開示を求めることができる者は、患者の法廷相続人とする。
- 8 「診療情報提供委員会」の設置
- 1) 診療情報の提供が適切かつ円滑に行われるよう、センターに診療情報提供委員会を設置する。
- 2) 委員会の構成は、診療科長会で選出された診療科長、看護部長、薬剤部長、事務部長に情報提供の申出のあった当該科の診療科長を加え、構成する。
- 3) 委員会は、別に定める委員会規程に基づき、個々の申出に関して、申出者の適否・提供する診療情報の範囲について審議し、診療情報提供の可否（提供、一部提供、非提供等）について、公平かつ慎重に検討する。
- 9 診療情報提供に必要な費用の徴収
- 別に定める手数料を徴収する。
- 10 その他
- この指針に基づき、診療情報を提供するに当たって発生した運用上の問題点等については、センター運営委員会常任委員会で検討し、適宜この指針の見直しを行うものとする。

以上

(様式1) 診療情報提供申出書…別紙1

(様式2) 診療情報提供取扱回答書…別紙2

(参考1) 診療情報提供フローチャート…別紙3

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年 規程第2号)

この指針は、平成23年2月1日から施行し、平成22年9月17日から適用する。

附 則(平成25年 規程第3号)

この指針は、平成25年2月18日から施行する。

別紙1

別紙2

別紙3

日付：令和3年10月1日

獨協医科大学規程集

○獨協医科大学日光医療センター診療情報提供委員会規程（平成18年4月1日制定）

獨協医科大学日光医療センター診療情報提供委員会規程

平成18年4月1日
制定

(設置)

第1条 獨協医科大学日光医療センター（以下「センター」という。）の保有する各種診療情報について、患者もしくは患者の法定代理人等より当該情報提供の申し出があった場合の取扱いについて審議するため、診療情報提供委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 診療情報提供申出者の適否の検討
- (2) 診療情報提供申出理由の妥当性の検討
- (3) 提供する診療情報の範囲の検討
- (4) その他、当該診療情報提供に関する業務

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 薬剤部長
- (3) 看護部長
- (4) 事務部長
- (5) 診療情報提供の申し出のあった当該診療科長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、必要に応じ臨時委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、委員会での審議経過又は結果を病院長に報告し、当該案件についての最終判断を仰ぐものとする。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、事務部医事課が行う。

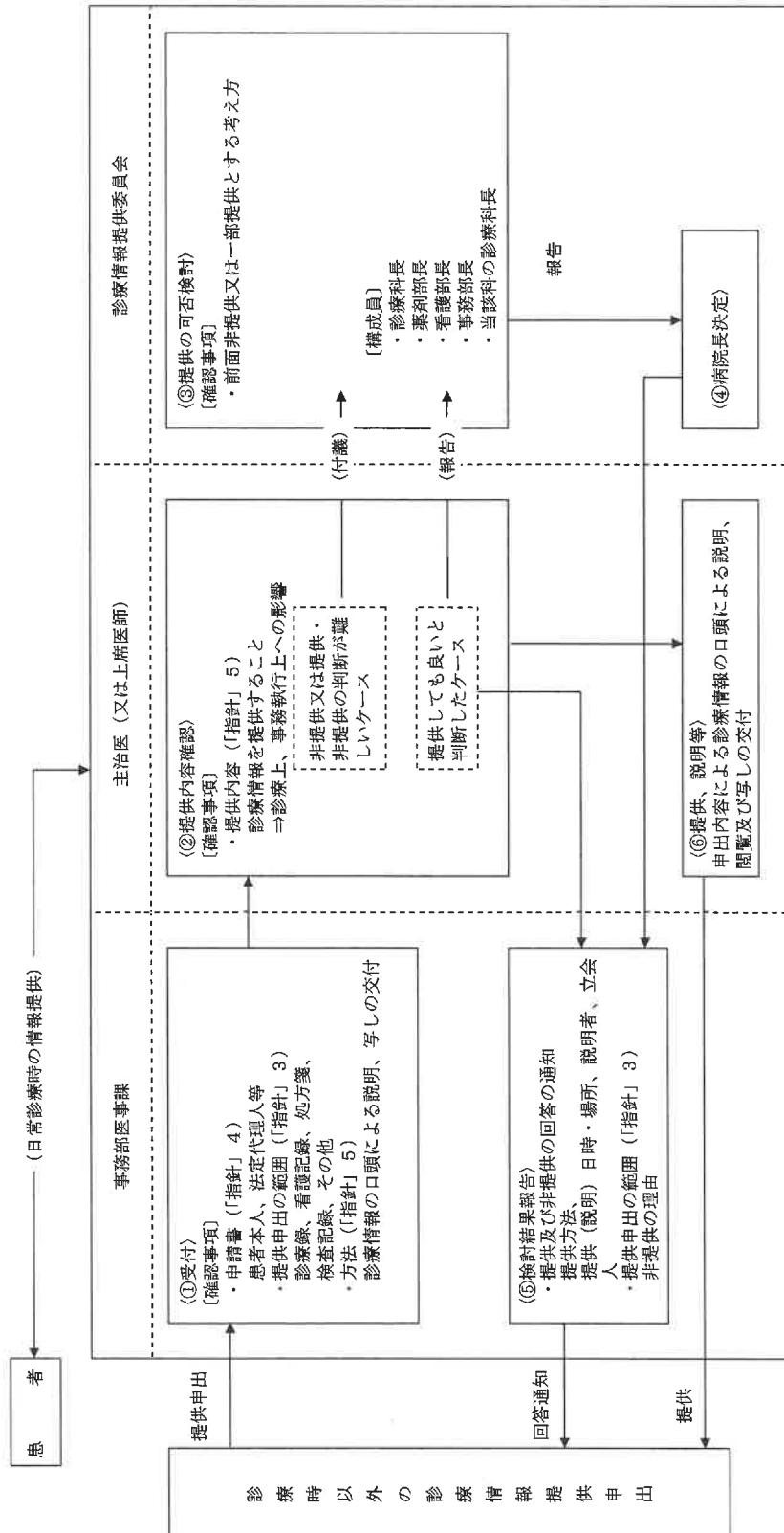
附 則（平成19年 規程第44号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

令和2年度カルテ開示件数

B型肝炎訴訟に基づく国家賠償請求訴訟関連	7
交通事故損害賠償額示談交渉関連	6
その他	8
合計	21

獨協医科大学日光医療センターにおける診療情報提供フローチャート



第2回地域医療支援病院運営委員会議事録

日 時：令和2年3月5日（水）17時00分～17時40分

場 所：センター6階会議室No.3

出席者：安 隆則（委員長）、
（上都賀郡市医師会長）、
（日光市健康福祉
部長）、
（日光市消防本部消防長）、
（地域連携医療部長）、
（看護部長）、
（事務部長）

事務局：
（事務部次長）、
（管理課長）

1. 議事録の確認

第1回地域医療支援病院運営委員会議事録の確認が行われ、異議なく承認された。

2. 各種管理項目について

下記管理項目について報告があった。

① 紹介率・逆紹介率

安委員長から、配付資料に基づき、令和元年度4月から2月までの紹介率が73.4%、逆紹介率が48.6%であったとの報告があった。

② 共同利用（研修について）

安委員長から、配付資料に基づき、日光医療センターで開催した研修会について2月までに30回開催し1,467名に参加いただき、院外からは258名の方に出席板田空いたとの報告があった。

③ 医療機器共同利用について

安委員長から、配付資料に基づき、地域連携共同利用による契約CT・MRの契約状況について新たに5つの施設と契約を締結したとの報告があった。また、冠動脈スクリーニングCTについて4月から10件の依頼を受けている旨報告があった。

委員から、地域医療連携推進法人日光ヘルスケアネットにて医療機器共同利用の契約を医師会と契約とすることで検討しており、契約締結後は医師会に加入している医療機関すべてが対象となる旨報告があった。

委員から、日光医療センターに依頼していたCT・MRの共同利用について、今後、医師会で周知していくとの報告があった。

3. 各種項目等のホームページへの掲載について

安委員長から、地域医療支援病院としての実績を日光医療センターホームページに掲載した旨報告があり、2019年度実績も取り纏まり次第掲載する旨報告があった。

4. 第3回地域医療支援病院運営委員会の開催日程について

次回開催日については改めて日程調整させて得頂く旨説明があった。

5. 地域医療支援病院運営委員会規程の改訂について

安委員長から、日光医療センターが地域医療連携推進法人日光ヘルスケアネットの一員となったことから、日光ヘルスケアネット事務局にも当該委員会に出席いただいてはとの提案があり、地域医療支援病院運営委員会規程第3条（構成）に「日光ヘルスケアネット事務局長又は事務局長が推薦する者」を追記することで異議なく承認された。

6. その他

新型コロナウイルス感染症の影響により、感染予防のためのマスクや消毒液等の供給が厳しい状況になっていること等種々意見交換が行われた。

第3回地域医療支援病院運営委員会議事録

日 時：令和2年3月25日（木）17時00分～17時30分

場 所：センター6階会議室No.1

出席者：安 隆則（委員長）、
（日光市健康福祉部長）、
（日光市消防本部
消防長）、
（日光ヘルスケアネット事務局長）、
（地域連携医療
部長）、
（事務部長）

事務局：
（事務部参事）、
（管理課長）

1. 議事録の確認

第2回地域医療支援病院運営委員会議事録の確認が行われ、異議なく承認された。

2. 各種管理項目について

下記管理項目について報告があった。

① 紹介率・逆紹介率

安委員長から、配付資料に基づき、令和2年度4月から2月までの紹介率が68.6%、逆紹介率が46.7%であったとの報告があった。

② 共同利用（研修について）

安委員長から、配付資料に基づき、研修会について、コロナ禍により今年度は実施することがかなり難しく今後も厳しい状況は続くと思われるが、次年度においてはWebを活用した研修会を実施していきたいとの報告があった。

③ 医療機器共同利用について

安委員長から、配付資料に基づき、地域連携共同利用による契約CT・MRIの契約状況について報告があった。また、冠動脈スクリーニングCTについて、検査後の読影までを行い開業医の先生方に結果説明をしていただいているが月3～4件実施しており昨年度より依頼件数は増えているとの報告があった。

3. 救急医療の提供について

安委員長から、救急車の受け入れについて、令和2年度4月から2月までの受入要請に対しての紹介率が94.1%であったが、目標は95%で院内には周知しているとの報告があった。また、コロナ禍においては、消防隊員も感染対策を徹底しており、医師、看護師においても以前に比べると倍以上の手間がかかっているが、救急患者受入時の対応に慣れてきているとの説明があった。

4. その他

所長から契約CT・MRIについて、宇都宮の柴病院が入っているが、どのような経緯か質問があり、獨協医科大学病院からの派遣医師の関係で契約依頼があった旨

説明があった。

消防長から、先般文書で依頼させていただいたP C Rの結果について個人情報で伝えられないとの回答を頂くことがあるが、結果わかるまでは出動できないので、結果が判明次第情報提供いただきたいとの依頼があった。

安委員長から、ニア方法というP C R検査に近い結果が出る遺伝子検査を実施しており、20～30分で結果が出るので救急部長に結果を伝えるよう依頼する旨回答があった。

5. その他

次回開催日については7月頃の開催予定とし、改めて通知させて頂く旨説明があった。